

ここサポ養成事業ロゴ、キャッチフレーズ 利用規程

(本仕様規程の趣旨)

第1条 この規定は、厚生労働省が実施する「心のサポーター養成事業」において使用するロゴおよびキャッチフレーズ（以下、「ロゴ等」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(本ロゴ等の趣旨)

第2条 本ロゴ等は「ここサポーター」の普及、養成のために活用することを目的とする。

(使用制限)

第3条 本ロゴ等は、どのような団体や個人においても、趣旨にもとづいた場合に自由に使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、本ロゴ等を使用することはできない。

(1) 以下デザインの変更

- ・色
- ・形
- ・大きさの比率
- ・書体
- ・他の要素との組み合わせによる使用等「ロゴ等使用ガイドライン」を外れた使用

(2) 営利を目的とした場合

(3) 使用者が提供する物品、サービス及び事業等の品質・安全性及び信頼性を保証し、または保証を誤認させるような方法で使用する場合。

(4) その他厚生労働省が不当な仕様であることを認めた場合

(使用の中止等)

第4条 本ロゴ等の使用に関し、第3条の使用制限に該当すると認められるときは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課は、その使用を差し止めることができる。

(使用料)

第5条 本ロゴ等の使用料については、無料とする。

(本ロゴ等に係る権利)

第6条 本ロゴ等に関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(規程の改定)

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第8条 この規程は令和3年10月10日から施行する。